

訴 状

平成 29 年 1 月 26 日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 新 海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目 7 番 9 号

チサンマンション丸の内第 2 203 号

原 告 特定非営利活動法人 情報公開市民センター

代表者理事長 新 海 聡

原告訴訟代理人 別紙原告代理人目録記載の通り

(送達場所)

〒444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子 38-1 f.a.s ビル 2 階

弁護士法人 OFFICE シンカイ

電話 0564-83-6151

FAX 0564-53-5388

原告代表者本人兼訴訟代理人弁護士 新 海 聡

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

被 告 東京都

代表者 東京都公安委員会

(処分をした行政庁)

〒100-8929 東京都千代田区霞が関2丁目1番1号 警視総監

行政文書非公開決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金 1,600,000 円

貼用印紙額 金 13,000 円

請求の趣旨

- 1 警視総監が原告に対して平成27年2月25日付けでおこなった、「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」を対象とした行政文書一部開示決定のうち、「ビートルズ来日公演前後の日本武道館内外及び宿泊先から空港までの全般において人での状況やその容姿が記録されている部分（ただし、ビートルズの容貌を除く）を不開示とする処分」を取り消す。
 - 2 被告は「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」を開示せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 事実経過

1 当事者

原告は情報公開法及び地方公共団体の情報公開条例の健全な運用と、民主的な行政の推進に寄与することを目的として設立された特定非営利活動法人である。

2 警視庁警備部による撮影

警視庁警備部は、1966年6月29日早朝のビートルズの羽田空港到着から7月3日の離日まで、日本武道館での演奏状況も含め、ビートルズ及び来日スタッフ、関係者、詰めかけたファン、警備を担当している警察官等を撮影し、36分弱のフィルムにまとめ、「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」（以下「本件フィルム」という）として保有している。

3 開示請求

原告は平成27年2月10日、東京都情報公開条例に基づき、警視総監に対して本件フィルムの開示請求をおこなった。

4 本件フィルムの複製と一部不開示決定

(1) 原告の請求を受け、警視総監は、1966年に撮影したフィルムの映写装置が存在しないことを理由に、上記フィルムをDVDに複製し、これを本件対象文書として、平成27年2月25日付けで本件一部開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

(2) 本件処分は、本件対象文書中、ビートルズを除く、特定の個人を識別できる容貌（顔部分）を不開示とする、というものであった。

5 審査請求

原告は本件処分を不服として、平成27年4月、東京都公安委員会に審査請求をした。

東京都公安委員会は平成27年9月24日、情報公開審査会へ諮問した。情報公開審査会は東京都公安委員会に対し、平成28年7月7日付で、本件処分は取り消すべきものとは認められない旨の答申をした。

6 東京都公安委員会の裁決

東京都公安委員会は平成28年8月19日付で「本件審査請求を

棄却する」旨の裁決を行った。原告は上記裁決を同月23日に知った。

第2 本件処分の違法性

1 本件処分は、本件対象文書中、ビートルズを除く、特定の個人を識別できる容貌（顔部分）が、東京都情報公開条例第7条第2号に定める「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」に該当することを理由としている。

2 特定の個人を識別できないこと

しかしながら、本件対象文書は50年以上前に撮影されたものであり、本件対象文書中、ビートルズを除く容貌が撮影されているものについては、年月の経過や当事者の記憶の風化により、誰の容貌であるかを特定することが不可能であって、特定の個人を識別することができる情報とは言えない。

3 慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報であること

(1) 仮に、撮影されている容貌が特定の個人を識別できる情報にあたるとしても、当該情報は同条例7条2号ただし書イに規定された、「慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報」に該当する。

すなわち、ビートルズ来日は、聴衆の熱狂とともに、これがもたらす混乱に対処するための厳重な警備も含め、社会現象として広く報道された。実際に、日本武道館会場内において1万人の観客に対して3000人の警察官が動員され、ビートルズのメンバーに対して分刻みのスケジュール厳守や外出禁止の措置がとられた。こうした喧噪と警備の

映像もアーカイブとしてNHKはじめとする報道機関において保管されるとともに、時代の記録として何度も放映されている。

そもそも、1966年当時のビートルズの熱烈なファンはビートルマニアと呼ばれ、その喧噪は世界中で現象化し、これらは世界的に商品化されてもいる。1966年の来日公演の状況も例外ではなく、ファンの熱狂と警備はビートルズの講演において語りぐさとなるだけでなく、厳重なスケジュール管理の合間を縫って外出したビートルズのメンバーやマネージャー、付き人、ホテルに赴いたテラー、古物商についてまで、写真付きで広く報道され、記録されている。加えて、ビートルズおよびその関係者、ファンを含むビートルズに関連する様々な事実は、英国のリバプール・ホープ大学の大学院で学位として確立されており、すでに歴史的な研究の対象とされている。

(2) 加えて、本件フィルムを保有している警視庁は、本件フィルムの一部を、2016年に公開されたビートルズの記録映画（エイトデイズアウィーク）に提供したほか、警視庁自身、一般向けに提供できるか検討している、と報道されている。

(3) 以上の通りであるから、ビートルズの日本公演の前後を通じた記録は、慣行上公にされ、さらに、本件フィルムについては、記録映画の一部として用いられることで開示され、商品化されていること、警視庁に置いて公表を検討していることに鑑みれば、本件対象文書のうち、容貌が記載されている箇所は、東京都情報公開条例7条2号ただし書イ「慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報」に該当することは明らかである。

第3 開示の義務付け

- 1 東京都情報公開条例 7 条本文は、開示請求があった時は、開示請求者に対して当該文書を開示しなければならない、として、情報の開示を原則とし、不開示とする場合の主張立証責任を実施期間である被告に負わせている。
- 2 処分庁は本件処分理由で、7 条 2 号「個人に関する情報で、特定の個人が識別できるもの」以外の主張をしていない。
- 3 7 条 2 号該当性に理由がないことは、先に述べたとおりであり、他に不開示事由の主張を処分庁が行っていないことに鑑みれば、被告は本件文書を開示する義務がある。

第 4 結論

以上の通りであるので、原告は請求の趣旨記載の判決を求め、本訴を提起した次第である。

以上

証拠方法

別添証拠説明書の通り

添付書類

甲号証の写し	各 2 通
資格証明書	1 通
委任状	1 通